

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月1日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	循環水ポンプ周り照明用スイッチ箱において、スイッチの不良(防水カバーにヒビ)が認められたため、当該スイッチを交換。	D	
2	3号機	復水ろ過装置逆洗受ポンプ(A)入口側圧力検出元弁において、弁の開閉表示が逆(閉表示で弁が開く)になっているのが認められたため、当該弁を修理。	D	
3	4号機	主復水器連続洗浄装置の雑用水配管において、保温材の劣化が認められたため、当該保温材を交換。	D	
4	4号機	原子炉遠隔停止系制御盤からの残留熱除去ポンプ(A)起動試験時、残留熱除去機器冷却系冷却水ポンプ(C)表示灯(緑)の不点灯が認められたため、当該表示灯回路を点検。	D	
5	4号機	主復水器(A)第一水室圧力検出計元弁において、開閉操作時に弁棒が折損したため、当該弁を交換。	D	
6	4号機	制御棒駆動機構において、水圧制御ユニット(50-35)のアクュームレータ充填水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	D	
7	4号機	制御棒駆動機構において、水圧制御ユニット(54-35)のアクュームレータ充填水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	D	
8	4号機	中性子計装系局部出力領域モニタ(08-25D)点検時、検出器の絶縁破壊電圧値に管理値外れ認められたため、対応検討。	D	
9	4号機	主排気筒放射線モニタのサンプル圧力伝送器点検時、指示値に管理値外れが認められたため、対応検討。	D	
10	補助ボイラー	補助ボイラー(A)解放検査の実施後において、検査要領書の判定基準に誤記(適用基準の年度)が認められたため、検査の有効性影響評価を実施。(影響なし)	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s :法令、安全協定に基づく報告事象
- :プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- :定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
- :運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電 話 0240-30-7802